

新たな医療制度が始まります

来年四月一日(火)から、埼玉県後期高齢者医療広域連合(広域連合)による「後期高齢者医療制度」が始まります。

対象

- ①七十五歳以上の方全員
- ②六十五歳以上七十五歳未満で、一定の障害がある方(広域連合の認定を受ける必要があります)

*健康保険組合などの被扶養者であった方も対象となり、加入している医療保険を抜く、後期高齢者医療制度に加入することになります。

加入開始日

- ①来年四月一日(火)の時点で満七十五歳以上の方
 - ②四月一日(火)から
 - ③来年四月二日(水)以降に七十五歳になる方
 - ④誕生日から
 - ⑤六十五歳以上七十五歳未満で、一定の障害がある方
- 広域連合に申請して、認定を受けた日から

医療機関で診療を受けるとき

医療機関で診療を受けるときは、広域連合が交付する保険証をお持ちください。窓口

では、現在の老人保健制度と同様、かかった医療費の1割(現役並みの所得者は3割)を負担します。

保険料について

被保険者全員に、保険料負担があります。保険料については、広域連合が条例で定めます。

*保険料など、詳細についてはまだ未定です。今後、広報川越や市ホームページなどでお知らせします。

運営のしくみ

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村で構成する「埼玉県後期高齢者医療広域連合」が運営の主体となり、保険料の決定・保険証の交付・医療を受けたときの給付などを行います。

市では、保険料の徴収、各種申請・届け出の受け付け、保険証の引き渡しなど、被保険者の皆さんにとって身近な窓口業務を行います。

詳しくは、埼玉県後期高齢者医療広域連合(TEL048-833-3222)にお尋ねください。

問い合わせ：医療助成課老人

医療担当・TEL内線3833

来年四月からの国民健康保険について

後期高齢者医療制度に切り替わります

来年四月からの後期高齢者医療制度の開始に伴い、七十五歳以上の方(六十五歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方を含む)は、後期高齢者医療制度に切り替わります。国民健康保険の被保険者の資格がなくなるため、これらに該当する方の被保険者証の有効期限は、後期高齢者医療制度に加入する日の前日までになります。

退職者医療制度について

退職者医療制度は、段階的に廃止されます。

六十五歳以上の退職者本人・その被扶養者(被扶養者だけが六十五歳以上の場合も含む)の資格を持っている方は、一般の被保険者の資格に切り替わります。来年四月以降に六十五歳以上になる方は、順次資格が切り替えとなります。このため、切り替えとなる方の被保険者証には、保険者番号が併記されています。

国民健康保険税(国保税)について

後期高齢者医療制度の創設に伴い、各医療保険者が後期高齢者支援金を負担することになります。そのため国保税は、現在の医療保険分・介護保険分に後期高齢者支援金等分を合わせて、三区分になります。税額など、詳細についてはまだ未定です。今後、広報川越や市ホームページなどでお知らせします。

問い合わせ：国民健康保険課

国保資格担当・TEL内線3824

ご存じですか?

里親制度

里親制度は、家庭に恵まれない子どもたちを里子として預かり、温かい家庭的な雰囲気の中で育てる制度です。

里親の種類には、①長期間または養子縁組を前提として、子どもを養育する養育里親②一年以内の期間を定めて、子どもを養育する短期里親③虐待を受けて心に傷を負った子どもを、期間を決めて養育する専門里親④両親の死亡・行方不明・拘禁などの理

由により、三親等内の親族が保護の必要のある子どもを養育する親族里親があります。

①③の里親には、養育費として里親手当・生活費・学校教育費・子どもの医療費などが、④の里親には生活費・学校教育費・子どもの医療費などが公費で支給されます。

子どもに温かい愛情と正しい理解を持ち、家庭が健全に営まれている方なら誰でも里親になることができます。登録方法など、詳しくは子育て支援課にお尋ねください。

里親相談会を開催します

里親制度の普及促進を図るため、「里親相談会」を開催します。里親について関心のある方は、お気軽に「里親相談会」にお越しください。

内容：川越児童相談所職員・現役の里親が、里親制度についての疑問や相談に応じます

日時：10月27日(土)、午後1時30分～3時30分(受け付けは午後1時～1時30分)

会場：川越児童相談所

問い合わせ：子育て支援課家庭児童相談担当・TEL内線2583

583

平成十八年度における 意見公募手続き制度の 運用状況報告

昨年四月から、市では意見
公募手続きを実施していま

す。
この手続きは、市が基本的
な施策などを制定改廃する場
合に、市民の皆さんから意見
や情報を頂き、これらを考慮
してよりよい施策などを策定

するためのものです。これに
より、市民の皆さんの市政へ
の参加を推進するとともに、
行政運営の公平性・透明性の
向上、市の説明責任を果たす
ことを目的としています。

このほど、昨年度の運用状
況がまとまりました。意見公
募手続きの実施件数は、合計
十件でした。実施機関別の内
訳は、下表のとおりです。
なお、意見公募手続きを实

多くを学んだ研修

八月二十三日から二十九日まで「平成十九年度オッフエンバ
ツハ市訪問中学生交流団」に参加した、東中学校三年・高橋里
佳さんの感想文を紹介します。なお、本派遣事業実施に当たっ
ては、川越市内三〇〇タリークラブの支援がありました。

問い合わせ：国際交流課国際交流担当・TEL内線2142

今回、私はオッフエンバツハ市内のウエバー家にホームステ
イしました。ウエバー家は五人家族で、私と同年の一人娘ア
ニカとは、滞在中大変仲良くなりました。

出発前は、目的を持った研修とはいっても観光気分でした私
でしたが、実際に生活が始まると、私の英語力ではほとんど通
用しないことが判明し、不安でいっぱいになってしまいました。

その不安を取り除いてくれたのがウエバー家の人々でした。
彼らは、私にもわかるようにジェスチャーや簡単な英語を多用
してくれ、私は少しずつウエバー家に溶け込むことができるよ
うになっていきました。休日には、ハイデルベルグやフランク
フルト、リュートスハイムなどドイツの観光名所へと連れて行
つてくれました。出発前からアニカとのメールの交換をしてい
て、その風景を知ることができたのですが、実際に自分の目で



高橋さん(右)と
アニカさん

見てみるとそれ以上の美しい町並
みや歴史を湛えた城に飲み込まれ
そうになりました。歴史のある町
並みの中でゆつくりと生活を営ん
でいるドイツの人々。彼らにとっ
ては当たり前でも、外国から来た
私にとってはとても新鮮味のある

風景でした。私達の町・川越も、外国人から見ると私と同じよ
うな感動をうけるのかもしれない。

七日間、私はウエバー家の人々と共にテレビや雑誌を見たり、
午後のひと時をゆつくり過ごしたり、時には夕食づくりを手伝
ったりしました。そういう中で感じたのは、時間の流れ方の違
いでした。私はどちらかというと時間に追われる毎日を過ごし
ていて、一日をかみしめるという時間を持っていなかったよう
に思います。例えばウエバー家では、テラスで夕焼けを眺めな
がら語るといふことをします。それだけのことなのに、普段の
生活を忘れてゆつくりとした流れの中にいられたような気分にな
りました。これもホームステイをしなければわからないこと
の一つなのだと思います。

七日間という短い期間でも、この研修は私に多くの成果をも
たらしたと思います。一つ目は、日本とドイツの違いを体感で
きたことです。そしてその良さ、例えば、誰にでも明るく笑顔
で接するドイツの人々の優しさを私たちは学ぶべきだと思いま
す。二つ目は、語学力不足を痛感したことにより、英語に対す
る学習意欲が非常に高まったことです。三つ目は、今回の研修
が自分を見直すきっかけとなったことです。どちらかといえば
受動的な姿勢の私でしたが、自力で自分の問題を解決していこ
うとする精神的なたくましさが出てきたように思います。

今回の研修で私の視野は大きく広がりました。オッフエンバ
ツハで見たり感じたり考えたりしたことを、東中学校や地域の
方々、また今後私が関わるであろう多くの人々に伝えていきたく
いと思います。そして、国際社会の一員としての視野を持って、
これからも毎日をしつかりと生活していこうと思えます。

最後になりましたが、今回の交流団事業を支えてくださった
多くの皆様に感謝し、私の報告とします。

意見公募手続き制度の実施機関別件数 (件)

| 実施機関 | 実施件数 | 意見提出者数 | 意見提出件数 | 修正件数 |
|-------------|------|--------|--------|------|
| 市長 | 9 | 52 | 190 | 11 |
| 教育委員会 | 1 | 2 | 3 | 0 |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公平委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農業委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産評価審査委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上下水道事業管理者 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 10 | 54 | 193 | 11 |

施したにもかかわらず策定し
ていない施策や、意見公募手
続きを実施しないで策定した
施策などはありませんでし
た。
件名などの詳細について
は、政策企画課にお尋ねくだ
さい。
*市ホームページでもご覧に
なれます。

問い合わせ：政策企画課政策
担当・TEL内線2113